

高度先進医療の見直しについて

- 保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する省令(昭和32年厚生省令第13号)の一部改正

(改正内容)

- ・ 現行の高度先進医療について、医療技術ごとに実施可能な医療機関の要件を設定する。
- ・ 特定承認保険医療機関の承認要件について、医療機関の規模にかかわらず、新しく高度な医療を提供することが可能な医療機関であれば承認を受けることが可能となるよう、医療技術ごとに設定される実施可能な医療機関の要件を踏まえ、承認要件を抜本的に緩和するもの。
- ・ 承認された高度先進医療技術は、医療技術ごとに実施可能な医療機関の要件を設定し、特定承認保険医療機関として一度承認を受けた医療機関は、医療技術ごとの要件を満たしている限りは、既に承認されたすべての高度先進医療技術について届出のみで実施できる仕組みとするもの。

- 保険医療機関及び保険医療養担当規則(昭和32年厚生省令第15号)の一部改正
- 老人保健法の規定による医療並びに入院時食事療養費及び特定療養費に係る療養の取扱い及び担当に関する基準(昭和58年厚生省告示第14号)の一部改正

(改正内容)

上記の省令改正に伴い、高度先進医療の技術ごとの承認は、承認要件を高度先進医療の技術ごとの要件に改めることにより、特定承認保険医療機関の承認に再編されるため、所要の改正を行うもの。